

新事業活動円滑化債務保証制度

新事業活動計画の認定申請の流れ

申請の流れ

「法」は産業競争力強化法を指します。

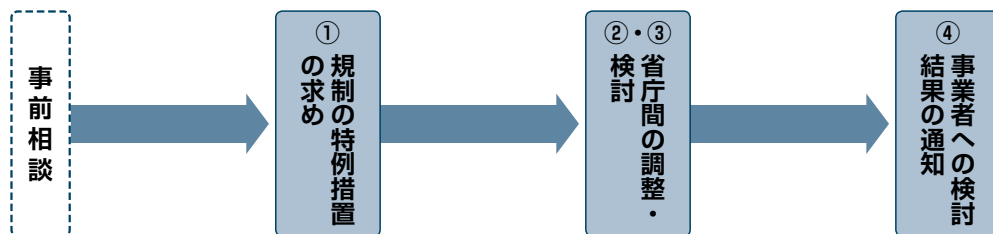
企業実証特例制度により、以下の2段階の申請手続を経ることとなります。

1. 規制の特例措置の求め(法第8条)、 2. 新事業活動計画の認定(法第10条)

なお、公表されている規制の特例措置を活用して認定申請する場合は、上記1. の手続は不要です。

1 規制の特例措置の求め

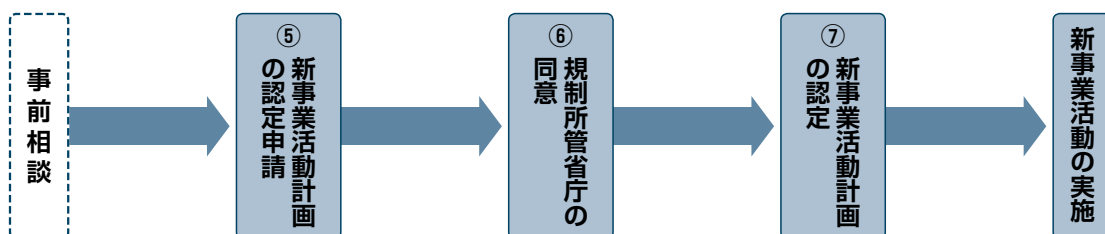
規制の特例措置を求めるに当たっては、産業競争力強化法施行規則に規定する様式第1に従い、新事業活動の計画と合わせ、要望する規制の特例措置や、規制が求める安全性等を確保するための措置を記載した「新たな規制の特例措置の整備に係る要望書」を作成し、事業所管省庁に提出することが必要です。



- ① 法第8条に基づき、規制の特例措置を求める者は、事業所管大臣に対し、新事業活動を実施するために、規制の特例措置を創設するよう求めます。
- ② 事業所管大臣は、その必要があると認めるときは、規制所管大臣に対し、規制の特例措置を整備するよう要請します。
- ③ 規制所管大臣は、規制の特例措置を整備するか否かを決定した後、事業所管大臣に対し、その結果を通知します。
- ④ 事業所管大臣は、事業者に対し、規制所管大臣の検討結果を通知します。

2 新事業活動計画の認定

規制の特例措置を活用するに当たっては、産業競争力強化法施行規則に規定する様式第7に従い、新事業活動の内容、利用する規制の特例措置等を記載した「新事業活動計画の認定申請書」を作成し、事業所管省庁に提出することが必要です。



- ⑤ 法第10条に基づき、新事業活動を実施しようとする者は、事業所管大臣に対し、「新事業活動計画」について、認定を求めます。
- ⑥ 事業所管大臣は、認定に先立ち、規制所管大臣に対し、「新事業活動計画」について同意を求めます。
- ⑦ 事業所管大臣は、事業者に対し、認定書を交付します。

お問い合わせ窓口

計画認定の要件や各支援策のご利用等については、下記連絡先へ直接お問い合わせください。

経済産業省 経済産業政策局 産業構造課 新事業開拓制度推進室 [TEL 03-3501-1628]